

ミライノ カードQUICPay会員規定（個人用）

第1条（目的等）

1. 本規定は、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）と住信SBIネット銀行株式会社（以下「当社」といい、JCB と併せて「JCB 等」という。）が運営する『QUICPay』と称するICチップを用いた非接触式クレジット決済システム（以下「本決済システム」という。）の内容、利用方法、並びに第2条第1項(2) に定める指定本会員および第2条第1項(4) に定めるQUICPay 会員と当社との間の契約関係等について定めるものです。
2. 本規定は、第2 条第1項(4) に定めるQUICPay 会員の本決済システム利用について第2条第1項(2) に定める指定本会員および第2条第1項(4) に定めるQUICPay 会員に適用されます。

第2条（用語の定義）

本規定におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本規定において特に定めのない用語については、当社のミライノ カード会員規約（以下「会員規約」という。）におけるのと同様の意味を有します。

- (1) 「本カード」とは、本決済システムの利用を可能とする機能を有する当社所定の非接触式IC チップを搭載したカード等をいいます。
- (2) 「指定本会員」とは、会員規約に定める会員のうち、本規定を承認のうえ、本決済システムの利用を申し込み、当社がこれを承認した方をいいます。
- (3) 「指定カード」とは、指定本会員が会員規約に定める本会員として貸与されまたは貸与されているクレジットカード（以下「ミライノ カード」という。）のうち、指定本会員が本決済システム利用代金の支払方法としてあらかじめ指定するミライノ カードをいいます。
- (4) 「QUICPay 会員」とは、指定本会員に該当する方をいいます。
- (5) 「QUICPay加盟店」とは、JCB 等が定める所定の標識が掲げられた本決済システムの利用が可能な加盟店をいいます。
- (6) 「QUICPay 端末」とは、本カードを使用して本決済システムを利用するためのQUICPay 加盟店に設置された端末をいいます。
- (7) 「QUICPayID」とは、本カードを使用して本決済システムを利用するために、QUICPay 会員に個別に付される20桁の数字からなるID をいいます。

第3条（本カードの発行および貸与）

1. 指定本会員およびQUICPay 会員となろうとする者（以下「QUICPay 入会申込者」という。）は、当社所定の『QUICPay 入会申込書』等に必要事項を記入し、または当社が通知もしくは公表する方法に従い、本決済システムの利用を申し込むものとします。（以下「本入会申し込み」という。）
2. 当社は、QUICPay 入会申込者のうち、当社が審査のうえ承認した方に対し、当社が発行する本カードを貸与します。なお、当社は、以下の各号に該当すると判断した場合には、入会を承認しません。
 - (1) 本入会申し込みに際し、虚偽の事実を記入もしくは申告し、または偽造もしくは変造にかかる資料

を添付した場合。

- (2) 本入会申し込み際に、あらかじめ指定した指定カードが無効である場合。
3. 指定本会員およびQUICPay 会員と当社との間の本決済システム利用に関する契約は、当社が前項に定める承認をした時に成立します。
4. 本カード上には、QUICPay 会員名、QUICPayID および有効期限等（以下「本カード情報」という。）が表示されます。本カードは、その貸与を受けたQUICPay 会員本人以外、使用できません。
5. QUICPay 会員は、自己に貸与された本カードおよび本カード情報を、善良なる管理者の注意義務をもって使用・管理しなければなりません。本カードの所有権は当社にあり、QUICPay 会員は、本カードの譲渡、貸与、預託もしくは担保提供等一切の処分または本カードの占有移転を行わないものとしします。
6. QUICPay 会員は、自己に貸与された本カードに搭載されたIC チップにつき、偽造、変造、もしくは複製または分解もしくは解析等を行ってはなりません。
7. QUICPay 会員が前二項に違反したことにより、第三者が本カードまたは本カード情報を使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用はQUICPay 会員本人の意思に基づく利用とみなし、その利用代金はすべて指定本会員の負担とします。

第4条（有効期限、更新）

1. 本カードの有効期限は、本カード上に表示された年月の末日までとします。
2. 当社は、本カードの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していないQUICPay 会員のうち、当社が審査のうえ、引き続きQUICPay 会員として承認する方に対し、有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」という。）を発行します。

第5条（カード発行手数料）

指定本会員は、本カードが発行または更新された場合にはそれぞれ、本カードにつき、発行または更新された枚数に応じた当社が通知または公表する本カード発行手数料を、指定カードで支払うものとします。

第6条（届出事項の変更等）

1. 指定本会員およびQUICPay 会員は、当社に届け出た氏名、住所、電話番号等もしくは指定カードの会員番号に変更が生じた場合は、遅滞なく、当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の届け出がないために当社からの通知書その他の送付書類が延着し、または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。ただし、前項の変更の届け出を行わなかったことについて、指定本会員およびQUICPay 会員にやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。
3. QUICPay会員に対する通知書その他の送付書類は、指定本会員の届出住所宛に発送するものとします。

第7条（本カードの再発行）

当社は、本カードの紛失、盗難、破損、汚損等の理由によりQUICPay 会員が希望した場合、当社が審査

のうえ、原則として本カードを再発行します。ただし、合理的な理由がある場合は本カードを発行しない場合があります。この場合、指定本会員は、再発行された本カードにつき、当社が通知または公表する本カード再発行手数料を指定カードで支払うものとします。

第 8 条（本カード利用方法）

1. QUICPay 会員は、QUICPay 加盟店において本カードを提示し、QUICPay 端末に本カードをかざす等 JCB 等所定の操作を行うことにより、QUICPay 加盟店から商品・権利を購入し、役務の提供等を受けること（以下「本カード利用」という。）ができます。この際、指定カードを提示し、または署名をする必要はありません。
2. 前項にかかわらず、QUICPay 加盟店は、本カード利用状況に応じて、当社に対し、第9条第1項に定める本カード利用が可能な金額を照会し、また、QUICPay 会員本人による利用であることを確認する場合があります。なお、この利用可能な金額の照会には、通信回線の利用状況等により、多少時間がかかる場合もあります。
3. QUICPay 会員は、第14条に定めるほか、以下の各号に定める場合、本カードを利用することができないことがあります。
 - (1) 本カードの物理的な破損・汚損等により、QUICPay 端末において本カードの取り扱いができない場合。
 - (2) 指定カードにつき、紛失・盗難またはその他会員規約に定める理由により、利用が一時停止されている場合。
 - (3) その他、当社が、QUICPay 会員の本カード利用状況および指定本会員の信用状況等によりQUICPay 会員の本カード利用を適当でないと判断した場合。

第 9 条（本カードの利用可能な金額）

1. QUICPay 会員は、指定カードについて定められた利用可能枠を基準として、会員規約に定める「利用可能な金額」の範囲内において当社が認めた場合に、本カードを利用することができます。なお、「利用可能な金額」の算定にあたって利用可能枠から差し引かれる利用残高は、指定カードの利用残高の金額に、当該指定カードを指定カードとするすべての本カードの利用残高が合算された金額となります。
2. 前項にかかわらず、QUICPay 会員による本カード利用は、1 回あたり金20,000 円を上限とします。

第 10 条（債権譲渡の承諾、立替払いの委託）

1. QUICPay 加盟店と当社、JCB またはJCB の提携会社との契約が立替払い契約の場合、指定本会員は、QUICPay 加盟店が自己に対して取得する本カード利用にかかる代金債権について、以下の事項をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
 - (1) JCB がQUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、当社がJCB に立替払いすること。
 - (2) JCB の提携会社がQUICPay 加盟店に立替払いしたうえで、JCB当該JCBの提携会社に対して立替払いし、さらに当社がJCB に立替払いすること。
2. 商品の所有権は、当社がJCBに対して支払をしたときに当社に移転し、本カード利用代金が完済され

るまで、当社に留保されます。

3. 第1項にかかわらず、当社が会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、JCBまたはJCBの提携会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく許諾するものとします。

第11条（本カード利用代金の支払区分および支払方法）

1. 本カード利用代金の支払区分は、「ショッピング1回払い」に限られます。ただし、指定カードについて別途支払区分が定められている場合は、当該支払区分に従います。
2. 本カード利用代金の支払いに関しては、本カードの利用は指定カードの利用とみなされます。
3. 指定本会員は、会員規約に定める指定カードの利用代金の支払方法と同様の方法で、本カード利用代金を支払うものとします。
4. 指定本会員は、指定カードの会員番号、有効期限等が当社により変更された場合であっても、本カード利用代金の全額を、異議なく支払うものとします。

第12条（QUICPay会員の退会、QUICPay会員資格の喪失等）

1. 指定本会員およびQUICPay会員は、当社所定の方法により、本規定を解約またはQUICPay会員の退会することができます。なお、指定本会員にかかるQUICPay会員が退会した場合には、指定本会員は当然に本規定を解約されます。
2. 指定本会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、当然に本規定を解約されます。なお、指定本会員が本規定を解約された場合、当然にQUICPay会員の会員資格も喪失します。
 - (1) 指定本会員が、会員規約に定める会員資格を喪失した場合。
 - (2) 指定本会員がQUICPay会員として更新カードを発行されることなく、本カードの有効期限が経過した場合。
3. QUICPay会員は、以下の各号のいずれかに該当する場合、(1)においては相当期間を定めた当社からの通知・催告後に是正されない場合、(2)、(3)、(4)については当社がQUICPay会員資格の喪失の通知をしたときに、(5)については当然に会員資格を喪失します。
 - (1) QUICPay会員が、本規定または会員規約に違反した場合（ただし、次号を除く。）。
 - (2) QUICPay会員が、本規定または会員規約に違反し、当該違反が重大な違反にあたる場合。
 - (3) QUICPay会員による本カードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合。
 - (4) 本カードの最終使用日より当社が別途通知または公表する一定期間本決済システムの利用がない場合。
 - (5) QUICPay会員が、QUICPay会員として更新カードを発行されることなく、本カードの有効期限が経過した場合。
4. QUICPay会員は、前三項のいずれの場合においても、当社の指示に従い、ただちに本カードを返却し、または本カードに切込みを入れて廃棄しなければならないものとします。
5. QUICPay会員は、JCBが第3条、第4条または第7条に基づき送付した本カードについて、QUICPay会員が相当期間内に受領しない場合には、QUICPay会員が退会の申し出を行ったものとして取り扱うものとします。

第 13 条（本カードの紛失・盗難）

本カードの紛失、盗難等により、本カードが第三者に使用された場合には、会員規約の「カードの紛失、盗難による責任の区分」に関する規定が準用されます。

第 14 条（本サービスの一時停止、中止）

1. JCB 等は、以下の各号のいずれかに該当する場合、指定本会員およびQUICPay 会員に対する事前の通知なく、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。
 - (1) 本決済システムの運営のための装置およびシステムにかかる保守点検、更新を定期的にまたは緊急に行う場合。
 - (2) 火災、天災、停電その他の不可抗力により、本決済システムの運営を継続することが困難である場合。
 - (3) その他、JCB 等が本決済システムの運用を緊急に一時停止または中止する必要があると合理的に判断した場合。
2. JCB 等は、前項に定めるほか、技術上または営業上の判断等により、指定本会員に対し事前に通知することにより、本決済システムの運営を一時停止または中止することができます。
3. 前二項に定める本決済システムの運営の一時停止または中止により、指定本会員、QUICPay 会員または第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、JCB 等は故意または過失がない限り、一切責任を負いません。

第 15 条（適用関係）

本規定に定めのない事項については、すべて会員規約を準用するものとします。

第 16 条（規定の改定）

将来、本規定が改定され、当社がその内容を書面その他の方法により通知した後にQUICPay 会員のいずれかが本カードを利用した場合、JCB 等は、指定本会員およびすべてのQUICPay 会員が当該改定内容を承認したものとみなします。

個人情報の取扱いに関する条項**第 17 条（個人情報の収集、保有、利用、預託）**

QUICPay 会員、QUICPay 入会申込者および指定本会員（以下併せて「QUICPay 会員等」という。）は、当社が自己の個人情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

- (1) 本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の①②③の個人情報を収集、利用すること。
 - ① 氏名、生年月日、性別等、QUICPay 会員等が入会申込時および第6条に基づき届け出た事項。
 - ② 入会申込日、入会承認日、有効期限等、QUICPay 会員等と当社との間の契約内容に関する事項。
 - ③ QUICPay会員の本カードの利用の有無・内容、支払い状況、お問い合わせ内容等。

(2) 以下の目的のために、前号①②③の個人情報を利用すること。ただし、QUICPay 会員等が本号に記載する個人情報の利用について当社に中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。なお、中止の申し出については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。

① JCB または当社のクレジットカード事業その他のJCB または当社の事業（JCB または当社の定款記載の事業をいう。以下「JCB 等事業」という場合において同じ。）における新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査。

② JCB 等事業における宣伝物の送付等、当社、JCB またはQUICPay 加盟店（第2条に定めるものをいう。）等の営業案内。

(3) 本規定に基づくJCB または当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本条(1) ①②③の個人情報を当該業務委託先に預託すること。

第18条（個人情報の開示、訂正、削除）

QUICPay 会員等は、当社に対して、当該会社がそれぞれ保有する自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求については本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社等はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第19条（個人情報の取り扱いに関する不同意）

当社は、QUICPay 会員等が入会の申し込みに必要な事項の記入もしくは申告を希望しない場合、または第17条乃至第20条に定める個人情報の取り扱いについて承諾しない場合は、QUICPay 入会を断ることや、QUICPay 会員の資格喪失手続きをとることがあります。ただし、第17条第1項(2)に記載する個人情報の利用について中止の申し出があっても、QUICPay 入会を断ることやQUICPay 会員の資格喪失手続きをとることはありません。（本条に関する申し出は本規定末尾記載の相談窓口へ連絡するものとします。）

第20条（契約不成立時および退会・資格喪失後の個人情報）

当社がQUICPay 入会を承認しない場合および第12条に定めるQUICPay 会員退会またはQUICPay 会員資格の喪失後も、第17条に定めるところ（ただし、第17条第1項(2)に定めるところを除く。）および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社等が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

〈ご相談窓口〉

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談は本カードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 本カードのサービス・入会・退会手続等についてのお問い合わせ、お届け事項の変更、宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止のお申し出については下記にご連絡ください。

ミライノ カード プラチナデスク 0120-758-382

ミライノ カード ゴールドデスク 0120-338-287

ミライノ カード デスク 0570-020-272